

社会福祉法人永楽会

地域移行等意向確認に関する指針

社会福祉法人永楽会（以下「法人」とする）の運営する障害者施設等における地域移行等確認等に関する指針について以下の通りとする。

1 目的

本指針は、法人が運営する障害者施設等において、利用者本人が望む暮らしの実現を目指し、利用者の地域移行に関する意向の確認等を適切に行うことを目的とするものである。

地域での生活を希望する利用者に対しては、その意向を尊重し、円滑な地域移行が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

2 地域移行等意向確認の時期

(1) 定期的な確認

利用者の地域生活への移行に関する意向は、原則として6か月に1回以上、地域移行等意向確認担当者との面談等通じて確認を行うものとする。

(2) 生活環境の変化時

利用者の生活環境に変化があった場合には、速やかに意向確認を行うものとする。

(3) 体験利用や見学に行ったとき

グループホームの体験利用や別の日中活動の体験を行った際は感想や今後の意向を確認する。

(4) 日常での確認

日頃の支援の中で、これからの暮らしの意向と思える言動があれば記録し、支援者で話し合い、本人に合った生活環境を探っていく。

3 地域移行等意向確認担当者の選任方法

(1) 選任基準

地域移行等意向確認担当者は、法人の運営する障害者施設等にてサービス管理責任

者や生活支援員等、地域生活支援に関する知見を有する職員を担当者として選任する。

(2) 兼務の可否

地域移行等意向確認担当者は、サービス管理責任者と兼務が可能とする。

4 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制

(1) 実施方法

① アセスメント（生活実態把握）

聴き取り調査や日常観察を通じて、地域生活に関する希望、課題、準備状況を把握する。

② 意思決定支援会議（個別支援会議）の開催

意思決定支援会議（個別支援会議内での実施も可）での意向確認を基本とし、利用者の意思を尊重し地域移行等意向確認等を行うものとする。

利用者本人の出席を基本とし、必要に応じて家族・後見人も招くものとする。

③ 確認内容の記録

地域移行等意向確認等の内容は文書化して記録に残し、個別支援計画に反映するものとする。

④ 段階的支援計画の作成

地域移行等の移行が確認された場合は、段階的支援の計画を速やかに策定し、次の支援へと繋ぐものとする。

(2) 実施体制

地域移行等意向確認担当者が中心となり、支援チーム（施設内職員、相談支援専門員、必要に応じて医療・福祉関係者等）を形成する。

5 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援、その他の地域生活への移行に向けた支援の内容

(1) 体験的な利用の実施

① グループホームや通所サービス等の見学や体験、地域活動への参加等を通じて、地域生活の実感を得られるようにする。

② 体験の際は、利用者の希望や不安を十分に聴き取り、個別支援計画に基づいて実施する。

(2) 地域生活への移行に向けた支援の内容

① 地域生活に必要なスキルの習得支援（例：家事、金銭管理、交通機関の利用）

- ② 地域資源の活用方法の案内（例：地域の福祉サービス、医療機関、地域活動等）
- ③ 地域での孤立を防ぐための社会参加支援（例：地域イベントへの参加、ボランティア活動）

6 地域の連携機関（連携することが想定される関係機関）

支給決定自治体（市町村）

必要なサービスの支給決定、地域資源の提供や整備 等

相談支援事業所

関係機関との連携のコーディネート・サービスの調整や相談、その他必要な支援・地域資源の紹介と調整

利用する障害福祉サービス事業所

体験機会の提供・受け入れ準備と環境の整備 等

自立支援協議会

関係機関との連携コーディネート・地域における地域移行等の課題について議論し、社会資源の開発等の解決策を検討 等

その他

地域移行等意向確認担当者が連携が必要と判断した事業所

7 研修・周知

- ・職員は年1回以上、意思決定支援や地域移行支援に関する研修を受講する。
- ※障害特性、障害福祉制度、サービス、コミュニケーション手段の活用スキル等

附則

この指針は令和8年4月1日より施行する。